自己株式取得事項の通知公告

当社は、平成二十七年十一月二十日開催の取締役会において、平成二十七年十一月二日開催の株主総会の承認を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので、左記のとおり公告します。

記

一、取得する株式の総数　一千五百株
二、株式一株当たりの取得価格　金五千円
三、株式取得価格の総額　金七百五十万円
四、株式の譲渡しの申込み期日　平成二十七年十二月十日

平成二十七年十二月二日
東京都文京区関口一丁目七番六号
株式会社巽ビル
代表取締役　小室　寛子

取消公告

平成二十七年十一月二十七日（号外第二六七号）掲載の解散公告を取消します。

平成二十七年十二月二日
東京都港区西新橋一丁目七番一号
株式会社ＭＥ－ＤＥＸ
代表取締役　田尻　稲雄

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十六年十二月二十二日（号外第二百八十八号）国土交通省告示第千百八十二号（船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示（原稿誤り）				
	一	下	一三という。」を	という。）」を
	〃	〃	終りから五第一号中	第一号表以外の部分中
一ページ下段終りから二行目と一行目の間に次のように加える。				
第六条第一項中「第八号」を「第七号」に、第二項中「第九号」を「第八号」に改める。				
	二	下	六「表示は」下に	に「表示は」の下に
三ページ一行目は次のとおりの誤り。				
別表第１（第２条、第３条、第５条、第７条、第７条の２、第７条の４、第10条、第14条の２、第14条の３、第14条の４、第15条、第15条の２、第16条、第16条の２、第16条の８の２、第18条の３、第20条の３、第21条の２、第24条、第25条の５及び第54条関係）				
二九ページ別表第一日本語名の項中国連番号１３８１は				

黄リン[P]又は白リン[P]（乾性のもの、水中保存のもの又は溶液中のもの）

の誤り。

三九ページ同表同項中国連番号１６９２の「ストリキニーネ又はストリキニーネ塩類[P]」は「ストリキニーネ[P]又はストリキニーネ塩類[P]」の誤り。

四一ページ同表同項中国連番号１７４８の「含有量が」は「含有率が」の誤り。

四八ページ同表英語名の項中国連番号１９４２の「0.2% combustible」は「0.2% total combustible」の誤り。

五四ページ同表日本語名の項中国連番号２２１０及び八〇ページ同号２９６８の「マンネブ又はマンネブ混合物[P]」は「マンネブ[P]又はマンネブ混合物[P]」の誤り。

六一ページ同表同項中国連番号２４４７の「黄リン又は白リン[P]」は「黄リン[P]又は白リン[P]」の誤り。

八六ページ同表備考の項中国連番号３０７７及び八七ページ同号３０８２の「SP274　SP335　SP969」は「SP274　SP335」の誤り。

一〇一ページ同表日本語名の項中国連番号３２７５の「（毒性かつ引火性のもの）」は「（毒性かつ引火性のもの）」の誤り。

一一六ページ同表同項中国連番号３４８５は

次亜塩素酸カルシウム[P]又は次亜塩素酸カルシウム混合物[P]（乾性のもので有効塩素の含有率が39質量％を超えるもの（有効酸素の含有率が8.8質量％のものに限る。））

の誤り。

一一九ページ上一二終りから「内装容器を」は「内装容器に」の誤り。

一二〇ページ下段三行目から四行目は「４　外装容器には、装置の中に組み込まれた１の蓄電池を含む、１以下の蓄電池を収納することができる。」の誤り。

同ページ同段終りから１七行目から１六行目は「(7)　外装容器には、装置の中に組み込まれた１の蓄電池を含む、１以下の蓄電池を収納することができる。」の誤り。

一二一	上	九	たたし	ただし
一二四	下	一六	要しない	要しない。
〃	〃	終りから五	を削る。	を削り、「1942」の項中「0.2%」の下に「total」を加える。
一二五	上	二一	項中「自動車」を	項中「又は」を「に改め、「プレデンジョナー」の下に「自動車」を加え、「自動車」を
〃	下	終りから一	添付されていること。	添付されている当該書類については、船積前を除く輸送の際、地方運輸局長の求めに応じ提供されなければならない。

一三三ページ下段第５号の２様式の図は次のとおりの誤り。



一三四ページ下段四行目から一八行目までは次のとおりの誤り。

第四条　この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「旧危告示」という。）第十四条の二の二の規定によるオーバーパック表示、第二十五条の四第一項第五号の規定によるサルベージ容器の表示並びに第一十五条の四第一項第六号、第二十五条の四の二第七号及び第二十五条の五第四項の規定による表示は、改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「新危告示」という。）の規定にかかわらず、平成二十七年十二月三十一日までの間は、なお、従前の例によることができる。

2　旧危告示第七条の二第四項及び第十六条の二第一項の規定による標札又は標識、第七条の三第四項第三号、第十条の三及び第十六条の二第十一項の規定による高温注意用表示、第七条の四第一項及び第十条の三の規定による少量危険物用表示、第七条の四第二項の規定による微量危険物用表示、第十六条の二第十二項の規定によるくん蒸注意用表示、第十六条の二第十四項の規定による冷却剤注意用表示は、新危告示の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までの間は、なお、従前の例によることができる。

3　新危告示第二十五条の四の二第六号の規定による表示は、平成二十七年十二月三十一日までの間、適用しない。

4　新危告示別表第一にかかわらず、危険物の品名の表示及び記載については、平成二十七年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

5　新危告示別表第一備考10によるSP372-1(1)による表示は、平成二十七年十二月三十一日までに製造されるものには適用しない。

平成二十七年九月十八日海上保安庁告示第六十七号（海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示）（印刷誤り）

八ページ下段五行目から七行目及び一一行目から一五行目は行頭を一字下げる。

平成二十七年十月三十日（号外第二百四十七号）関東地方整備局告示第三百六十九号（道路に関する件）（原稿誤り）

四六	下	終りから一七	川田谷大沼	川田谷字大沼

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　十二月二日付第二七一号四　八ページ●同日付政府調達第二二五号二四ページ
発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一六四一円（本体一五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）